

第 3 6 回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和 7 年 5 月 2 6 日（月）

開催場所 菖蒲行政センター 4 階第一集会室

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

閉会時刻 午後 3 時 0 6 分

第 3 6 回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第 1 8 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 1 9 0 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 1 9 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 1 9 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更について

議案第 1 9 3 号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

議案第 1 9 4 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第 1 8 3 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について

報告第 1 8 4 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 1 8 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第 1 0 閉 会

農業委員

出席委員 17名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田 孝 行 君
2 番	岸 田 一 男 君		3 番	池 田 庄 司 君
4 番	岡 田 武 君		6 番	柴 崎 行 雄 君
8 番	大 澤 一 樹 君		9 番	渡 邊 敏 男 君
10 番	小 沼 健 司 君		11 番	高 橋 七 海 君
12 番	坂 卷 昭 一 郎 君		13 番	宮 城 与 四 郎 君
14 番	野 口 和 幸 君		15 番	籠 宮 信 寿 君
16 番	坂 卷 泰 子 君		17 番	早 野 公 夫 君
18 番	奈 良 晴 夫 君			

欠席委員 2名

5 番	川 鍋 優 君	7 番	高 橋 眞 一 君
-----	---------	-----	-----------

推進委員

菖蒲10	石 井 松 江 君
------	-----------

事務局

事務局長	田 中 智 也	副主幹 兼係長	田 口 一 美
主 任	松 田 知 也	主 事	横 山 玲 央

午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、第36回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、5番、川鍋委員、7番、高橋委員より欠席のご連絡をいただいています。

初めに、長谷川会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。8番、大澤委員、9番、渡邊委員、よろしくお願いします。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程の第4、経過報告に入ります。

事務局長、お願いします。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回総会より本総会開催前までの経過について、ご報告いたします。

総会議案の3ページ、4ページを御覧ください。初めに、5月7日、埼玉県春日部農林振興センター主催による令和7年度埼玉地域農業振興推進会議が春日部地方庁舎において開催され、私が出席いたしました。会議の内容は御覧のとおりでございます。

次に、5月8日、埼玉県農林部農業ビジネス支援課主催による令和7年度農地集積・集約化関連施策説明会がウェブにおいて開催され、田口副主幹がリモートで出席いたしました。説明会の内容は御覧のとおりでございます。

次に、5月13日、農業委員会埼玉地方協議会主催による令和7年度通常総会が三郷市役所において開催され、私が長谷川会長の代理として出席いたしました。総会の内容は御覧のとおりでございます。

次に、5月16日、関東農政局農村振興部農村計画課主催による令和7年度関東農政局管内担当者会議が春日部地方庁舎において開催され、松田主任が出席いたしました。

次に、5月22日、埼玉県農業会議主催による令和7年度市町村農業委員会事務局長会議が大会議室及びウェブにおいて開催され、私がリモートで出席いたしました。説明会の内容については、以下のとおりでございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。今月の経過報告について何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第189号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第5、議案第189号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、お願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第189号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の6ページを御覧ください。申請書番号251306番、譲受人、譲渡人ともに太田袋在住の方となっております。土地の表示につきましては、太田袋地内の田1筆、185平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を67アール耕作管理しており、取得後につきましては水稻の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号252305番、譲受人は菖蒲町小林に本店を置き、農畜産物の生産販売などを行っている法人となります。譲渡人は菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の田4筆、畑6筆、合計8,141平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻、小麦及び野菜を1万4,505アール耕作しており、取得後につきましては水稻及び小麦の作付を予定しているということでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。申請書番号253301番、譲受人は新井在住の方、譲渡人は栗橋東1丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の田2筆、561平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及びイチゴを1,904アール耕作しており、取得後につきましては水稻及びイチゴの作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号253302番、譲受人、譲渡人いずれも間鎌在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳及び栗橋地内の畑2筆、田4筆、合計9,559平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を140アール耕作しており、取得後につきましては水稻及び野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号253303番、譲受人は高柳在住の方、譲渡人は千葉県千葉市花見川区在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の田1筆、823平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻、野菜及び果樹を48アール耕作しており、取得後につきましては水稻の作付を予定しているということでございます。

続きまして、8ページを御覧ください。申請書番号254301番、譲受人は上川崎在住の方、譲渡人は春日部市在住の方となっております。土地の表示につきましては、上川崎地内の畑4筆、1,613平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を352アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号254302番、譲受人は東京都足立区在住の方、譲渡人は鷺宮2丁目在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、鷺宮地内の田2筆、2,327平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は新規就農でございます。取得後につきましては、榊及び野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号254303番、譲受人は中妻在住の方、譲渡人は戸田市在住の方となっております。土地の表示につきましては、中妻地内の畑1筆、1,088平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を66アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているということでございます。

以上の案件につきまして、所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（岸田一男君） 議席番号2番、岸田でございます。5月20日に早野委員さんと一緒に現地調査を行いましたので、報告いたします。

資料1、251306のページを御覧いただきたいと思います。申請地は久喜市の太田袋という集落です。案内図にちょうど太田袋と書いてありますが、そこの部分です。現地は田です。近隣の案内図にありますように、ここ白岡の市街化区域と隣接しておりまして、脇が白岡の市街化区域、太田袋の農地、ここは農業振興地域の農用地区域になっております。この土地は、JR新白岡駅から約400メートルぐらいの土地になります。現地なのですが、ここは田んぼで水が張り込んでありました。隣の農地と一体的な状態で、田植え時期ではありましたが、代かき等の準備作業はしていない状況でした。この耕作者の農機具の所有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、農業用トラック、軽トラック1台を所有しておりますので、特に支障なく農業を維持していただけるものと思われれます。

以上です。

○6番（柴崎行雄君） 6番、柴崎でございます。5月24日、渡邊委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号252305、資料の2―1、2、3と3枚あります。御覧ください。

まず、2―1ですが、中央左側に小林小学校とあります。小林小学校下、この2つの田んぼにつきましては、既に田植えの準備がしてありました。変わりまして、上に向かいまして、この3か所につきましては全て畑になっております。トラクターをかけた跡がありまして、整地されておりました。

資料の2―2、右側のほうへ行かせていただきます。左下のほうに小林の交差点がありまして、川越・栗橋線、それを上に上がりまして、野通川という川を越えまして現地ですが、ここはこのとおり周囲が全て畑でして、特に太い道もなく、細い本場に1メートルぐらいの道が交差をしている場所で、全てここでは耕作がされていませんでした。ここの土地も整地はされていますが、耕作をした跡はありませんでした。

続きまして、次の資料2―3に入らせていただきます。先ほどの栗橋・川越街道の反対側に位置をします。その県道から約400メートル左側に、中央に四角く沼があるのですが、小林沼といいまして、この沼の周辺に2か所あります。すみません、上から説明させていただきます。田んぼです。それから下に小さく3区画あります。こちらも田んぼなのですが、この3区画のほうは周りが盛土されておりまして、ここも畑、畑、田という地目にはなっているのですが、前年度は田植えをした跡がありまして、今は整地されております。申請者は、先ほどの説明にもありましたが、米、ネギ、麦と大規模経営の会社で、取得後も適正に管理するものと思われれます。

以上です。

○3番（池田庄司君） それでは、続きまして3番、池田でございます。5月23日に3案件、現地調査を行いましたので、報告をさせていただきます。

申請書番号が253301、資料の3をお開きください。申請地につきましては、久喜市立の栗橋西小学校から南に、下側ですが、400メートルほどの水田地帯の中に位置をしております。農地の状況は2筆とも田でございまして、休耕田でございました。申請者は認定農業者でございまして、地域の中心的役割を果たしております。申請者世帯の耕作状況、また農機具の所有状況から、申請地を取得後は適正に耕作管理されるものと思われれます。

続きまして、申請書番号253302、資料の4をお開きください。申請地につきましては、久喜市立の栗橋東中学校から南に500メートルほどの水田地帯の中に位置をしております。農地の状況は2筆が畑、4筆が田でございまして、休耕地でございまして、一部が耕うんされておりますものの、雑草が繁茂をしておりました。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後は適正に管理されるものと思われれます。

続きまして、253303、資料5をお開きください。申請地につきましては、さいたま・栗橋線、ちょうど真ん中を走っておりますけれども、中川を横断します門樋橋から北東に300メートル程の水田地帯に位置をしております。農地の状況は田で、水稻が作付をされておりました。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作管理されるものと思われまます。

以上3案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断をいたしました。

○13番（宮城与四郎君） 13番、宮城です。昨日現地調査を行いましたので、結果をご報告させていただきたいと思ひます。

資料の6、254301を御覧いただきたいと思います。位置図を御覧いただきますと、右のほうに特別養護老人ホーム鷺宮苑がございますが、ここから南西に約200メートル下ったところが本件の該当地でございます、周囲は南側が道路、北と東側が住宅、西が畑という状況でございます。当該農地につきましては、農地法の第3条の所有権の移転の案件でございますが、取得後は稲、野菜の栽培をするという予定でございます。

続きまして、資料ナンバー7、254302を御覧いただきたいと思います。地図の中央に鷺宮神社がございますが、ここから西へ100メートルほど行った東武伊勢崎線との間の農地でございます。当該農地を取得後につきましては、供物を栽培をするということでございます。なお、譲受人の方とは5月8日に面談を行ひまして、作付状況については確認済みでございます。

続きまして、資料ナンバー8、254303でございますが、当該農地は、地図の右下に県立の鷺宮高校がございますが、ここから北へ約300メートルほど行ったところでございます。なお、位置図を見ていただきますように、北と南については田、それから東側が住宅、西側が道路という状況でございます。本件につきましては、農地法の3条による売買契約によって所有権の移転をしたいということでありまます。譲受人の方は、長年農業に従事をしてございまして、稲作、それから野菜を栽培をするということでありまます。農地の管理については、適正な管理を長年続けてきてございまして、許可相当というふうに判断をいたします。

以上3案件、申請内容、現地の状況等から許可相当と判断をさせていただきます。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま4人の委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第189号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願ひまます。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案190号

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案第190号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めまます。

田口係長、願ひします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第190号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の10ページを御覧ください。申請書番号253401番、申請者は高柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑2筆、田1筆、合計102平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用していたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地につきましては、以前から住宅への進入路として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回の追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（池田庄司君） 3番、池田でございます。5月23日に現地調査を行いましたので、報告をさせていただきます。

申請書番号253401、資料の9をお開きください。申請地につきましては、先ほど3条のほうで説明をさせていただきましたけれども、さいたま・栗橋線が中川を横断します門樋橋、ちょうど左下にございますけれども、そこから北東に500メートルほどの集落に位置しております。申請人の所有する土地の中心部に位置をしております、周囲は北側が宅地、東側が畑、南側が道路、西側が畑でございます、宅地への進入道路として活用されております。この案件につきましては、追認案件でございます、新たな工事を伴わないことから、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上、この案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断をいたしました。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの池田委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第190号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第191号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第191号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、お願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第191号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の12ページを御覧ください。申請書番号251504、譲受人は本町4丁目在住の方ほか1名、譲渡人は除堀在住の方となっております。土地の表示につきましては、除堀地内の畑2筆、304.79平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない

区域でございますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は現在妻と子供と共に市内の賃貸住宅で生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の義母の所有する当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号251505番、譲受人は北青柳に店舗を置き、飲食業を行っている法人、譲渡人は北青柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、北青柳地内の田1筆、340平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、申請地の隣地で飲食店を営んでおりますが、昼休みの時間帯など来客者の多い時間帯は既存の駐車場に駐車できず、車両が歩道にはみ出し、歩行者の通行に支障を来すなどの問題が発生しております。そこで、近隣で土地を探していたところ、土地の所有者から了承が得られたことから、駐車場として敷地を拡張することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、13ページを御覧ください。申請書番号251506番、譲受人は戸田市に本店を置き、土木工事業などを行っている法人となります。譲渡人は原在住の方ほか4名となっております。土地の表示につきましては、原地内の田7筆、2,617平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用で、転用期間は6か月間となっております。農地の区分は、農用地区域でございますが、農地改良のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地は水はけが悪く、休耕状態にありますが、盛土、整地等を行い優良農地に変え、畑として利用したいとのことでの農地改良となっております。方法は、現在の表土の下に新たに搬入する土を入れる、いわゆる天地返しによるものでございまして、掘削の深さは130センチから140センチ、現況面より130センチのかさ上げを行う計画でございます。搬入土は、菖蒲町柴山枝郷のストックヤードに置かれてある建設現場で発生した一般建設残土であり、農地改良後は野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号252503番、譲受人は東京都中央区に本店を置き、土木建築業などを行っている法人、譲渡人は菖蒲町柴山枝郷在住の方ほか7名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町柴山枝郷地内の畑9筆、3,464平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります資材置場の敷地拡張による雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、農地法施行令の規定、既存施設の2分の1を超えない敷地拡張として不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、申請地の隣地に営業所を設置し事業を行っておりますが、既存の敷地には多くの機材や資材が設置されており、新たに発生する資機材の設置場所の確保に苦慮している状況です。そのため近隣で土地を探していたところ、土地の所有者から了承が得られたことから、資材置場のため敷地を拡張することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、14ページを御覧ください。申請書番号252504番、譲受人は桶川市に本店を置き、食品製造業などを行う法人、譲渡人は菖蒲町下栢間在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の田1筆、1,563平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場兼資材置場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、申請地の隣地に工場を設置し事業を行っておりますが、現在借用している従業員向けの駐車場の借用期間の延長ができず、新たな駐車場が必要となっていること、また業務量の増加に伴い資材置場の確保やトラックヤードの拡張が急務となっています。そのため隣地で土地を探していたところ、土地の所有者から了承が得られたことから、駐車場兼資材置場のため敷地を拡張することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号253503番、譲受人は高柳に本店を置き、土木業などを行っている法人となります。譲渡人は高柳在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑2筆、850平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります資材置場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一团の農地の区域内であるため第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、申請地の隣地に営業所を設置し、事業を行っておりますが、既存の敷地にはたくさんの建設重機、車両が止めてあり、事業拡大のために増車して、新たな重機、車両の駐車スペースの確保に大変苦慮している状況です。そのため近隣で土地を探していたところ、土地の所有者から了承が得られたことから、資材置場のため敷地を拡張することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上の案件につきまして、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（岸田一男君） では、農地法第5条の関係で説明いたします。5月20日に早野委員さんと一緒に現地を確認させていただきました。

資料10、251504のページを御覧いただきたいと思います。申請地、案内図を御覧いただきたいと思います。河原井町、これ久喜工業団地なのですが、河原井町から南に直線距離200メートル程度で、ちょっと分かりづらいのですが、左下になかみち公園というのがあるのですけれども、ここは除堀地内の農業集落排水の処理場となっております。ここから直線で約200メートル程度の場所です。北東に位置した集落の中に申請地があります。申請地の周囲の状況ですが、北側がちょっと細いのですけれども、砂利道になっています。東側が宅地、南側が畑、西側が宅地及び畑となっております。排水は、この砂利道に農業集落排水の本管が入っておりますので、この本管で排水は処理されますので、農地に被害を及ぼす影響はございません。

続きまして、資料11、251505のページを御覧いただきたいと思います。ここは、案内図にありますように、久喜市立江面小学校から約100メートル西に行った場所にあります。この県道上尾・久喜線の交差点がJ A南彩の江面支店になっていますが、江面支店のところを西へ進むと、すぐ右側の土地になります。周囲の状況ですが、北側が宅地、申請地の東側が店舗、南側は市道、西側が宅地となっております。251505につきましては以上でございます。

続きまして、251506について資料12を御覧いただきたいと思います。ここは、申請の目的が一時転用となっております。これちょっと書類的に多かったものですから、5月22日に現地を確認いたしました。現地なのですが、目的지가ちょっと案内図だと分かりづらいのですけれども、県道春日部・菖蒲線を白岡のほうから菖蒲に向かいまして、この交差点の部分に申請地があります。ここは農業振興地域の農用地区域でアシが生い茂ってございました。現地は田んぼを畑に転用したい、一時転用ということで6か月以内に処理するというところでございます。

以上です。

○6番（柴崎行雄君） 柴崎でございます。5月24日、渡邊委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号が252503、資料13を御覧ください。中央部分に菖蒲町柴山枝郷、そしてすぐ右側には白岡市柴山、そしてこれは元荒川なのですが、元荒川を越えた下は蓮田市高虫となっております。上から来ていますのが野通川で、元荒川と合流した下に柴山の伏越という場所になります。この申請地につきましては、囲ってある場所ですが、この右側

に家がありますが、この右側が既に既存の敷地になります。そこから左側を今回敷地拡張ということで申請してあるわけですが、きれいに整地をされており、ロープで囲んだ状態になっておりました。その場所については、周囲をマウントアップし、U字溝を造りフェンスをしっかりと計画することになっておりまして、北側になると思うのですが、畑に被害を及ぼすことはないと思われます。元荒川沿いに計画をする。そして、右側に既存の敷地があるということで、特に問題はないと思われます。

続きまして、申請書番号252504、資料14を御覧ください。中央部分塗られているところが弁天沼という交差点にあります弁天沼という沼になっています。北側には旧菖蒲南中学校、そして右側には県道川越栗橋線。両脇に建物が建っていますので、田という地目なのですが、約1.5メートルぐらい低い場所になっています。予定では180センチ盛土をしまして、そこをコンクリート擁壁で囲むと、そして雨水浸透槽を造り、周辺に被害を及ぼすことがないようにするという計画になっておりますので、特に問題はないのではないかなというふうに判断をいたしました。

以上です。

○3番（池田庄司君） 3番、池田でございます。5月23日に現地調査を行いましたので、ご報告をさせていただきます。

申請書番号が253503、資料の15をお開きください。申請地につきましては、上のほうなのですが、久喜市立の栗橋西小学校から南に600メートルほどの集落に位置をしております。申請地の状況は、畑でございまして、休耕地でございました。周囲は、北側が道路、市道栗橋663号線、東側が畑、南側が水路、西側が畑となっております。被害防除につきましては、隣接する農地との境に土砂流出防止柵としてコンクリート土留めを設置をいたしまして、舗装につきましては雨水を地下浸透させるということで碎石を敷きならす計画としております。資材置場としての利用で、汚水や雑排水の利用もないことから、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上、申請内容及び現地の状況から、許可相当であると判断をさせていただきました。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま3人の委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第191号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第192号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第192号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、お願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第192号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、議案書の16ページを御覧ください。今月は計画変更が2件提出されております。

初めに、申請書番号63番、土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑1筆、171平米でございます。こちらの対象地につきましては、令和6年5月に、事業目的を資材置場兼駐車場の敷地拡張とした農地法第5条の許可を久喜市農業委員会から受けております。当初の計画では、隣接地への被害防除策としてコンクリートブロック2段積みを設置する計画でしたが、隣接農地の所有者からコンクリートブロックを設置することで農作物への影響が懸念されるとの主張があり、計画変更の申請が提出されたものでございます。

続きまして、申請書番号110番、土地の表示につきましては、江面地内の畑2筆、944平米でございます。こちらの対象地につきましては、令和7年1月に、事業目的を自動車修理工場用地とした農地法第5条の許可を久喜市農業委員会から受けております。許可後に事業計画している建物を建設するための道路要件、幅員が一部満たされていないことが判明したため、計画変更の申請が提出されたものでございます。内容を確認したところ、いずれも当初の目的達成が困難となったことについて事業計画書の故意や重大な過失によるものではなく、また周辺農地に及ぼす影響もないと認められることから、農地法第51条第1項の規定による許可の取消し等を講ずる必要はないと判断しているものでございます。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第192号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第193号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第193号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、お願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第193号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、議案書の18ページを御覧ください。初めに、久喜2番、設定を受ける農地は樋ノ口地内の田1筆、449平米でございます。樋ノ口在住の方となっております。設定する権利は使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、久喜3番、設定を受ける農地が樋ノ口地内の畑11筆、9,938平米でございます。白岡市に事務所を置く法人となっております。設定する権利は賃貸借権の設定、普通畑利用10年間、賃貸料は反当たり1万円となっております。

続きまして、菖蒲1番、18ページから19ページを御覧ください。設定を受ける農地は菖蒲町菖蒲地内の田7筆、4,405平米でございます。菖蒲町菖蒲在住の方となっております。設定する権利は使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、菖蒲2番、設定を受ける農地は菖蒲町小林地内の田1筆、529平米でございます。菖蒲町新堀在住の方となっております。設定する権利は使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、栗橋2番、設定を受ける農地は新井及び狐塚地内の田5筆、1万2,962平米でございます。幸手市在住の方となっております。設定する権利は使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第193号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定します。

◎議案第194号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第194号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

田口係長、お願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第194号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてでございます。総会資料と一緒にお配りした資料の中に、右肩に久農委第124号、令和7年5月16日と書かれておりまして、タイトルが令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の確認についてという資料がございますので、御覧ください。

先日、総会資料と一緒に郵送にてお配りさせていただきました。農業委員と農地利用最適化推進委員の皆様からご意見を頂戴したところでございます。短い期間となつてしまいましたが、ご協力ありがとうございました。今回委員の皆様からご指摘等はありませんでしたので、実施状況案をそのまま今回の議案とさせていただきます。

表紙を1枚めくっていただきまして、右肩に議案第194号資料と書かれているページを御覧ください。この実施状況についてでございますが、農業委員会は農業委員会等に関する法律の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされております。その中で、昨年度目標として掲げたものの実施状況を確認し、公表するものでございます。

資料1ページの農業委員会の状況については、農業委員、農地利用最適化推進委員の人数や農家、農地等の概要となっております。

2ページから3ページの中段にかけては、農地の集積、遊休農地の解消の実績を記載しております。集積目標100ヘクタールに対し、29.71ヘクタールの集積でした。また、遊休農地の解消目標6ヘクタールに対し、5.4ヘクタールの実績でした。

3ページ下段から4ページ上段にかけては、新規経営体の参入実績で、14.77ヘクタールの目標に対し、13経営体の参入で3.2ヘクタールの実績でした。

4ページ中段から下段にかけては、最適化活動について、3回の活動強化期間の設定を目標とし、3回の実績で

した。

5 ページ目は、新規参入相談会への参加についてで、2 回の目標に対し、13 回の実績でした。

最後 6 ページ目は、総会や農地転用事務の実施状況でございます。

目標の達成状況といたしましては、前年度の実績を上回っている部分もあり、総じて目標に対して期待を上回る結果が得られたと考えております。

令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。議案第194号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第 7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

田口係長、お願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） 続きまして、22 ページから 24 ページを御覧ください。農地法第 5 条の届出でございます。今月は 8 件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、26 ページを御覧ください。農地法第 3 条の 3 の規定による届出でございます。今月は 3 件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、28 ページを御覧ください。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてでございます。今月は 3 件の合意解約に係る通知が提出されております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第 8、協議事項に入ります。

今月は認定農業者の認定に関する意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

田口係長、お願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、総会資料と一緒に配付させていただきました A 4 コピーのもので表側に農業経営改善計画の認定に係る意見についてと書かれてあるものを御覧ください。こちらについては、認定農業者を認

定するに当たりまして、農業経営者から市に対しまして農業経営改善計画が提出されます。こちらを判断するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められるものでございます。資料にございますとおり、今月は1件の申請が提出されております。

菖蒲町上大崎在住の方で、現在の作付面積は115アールで、目標とする営農類型は果樹類の単一経営でございます。今後は、分散している農地の集約を進め、農業効率の合理化を図るとともに、高温耐性品種の選定、適切な肥培管理や病虫害対策の実施等による安定生産を行うこと、情報発信等を強化し、新規顧客の確保や新たな販売ルートの開拓を行うこと、農業関係制度融資を活用して機械等の導入をしていくことなどを目標としております。今後、地域の中で積極的に担い手として活動していくと思われることから、認定について支障ないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。何か質問がございましたらお受けいたします。よろしいですか。

○会長代理（杉田孝行君） いいですか。

○会長（長谷川 勲君） 杉田委員さん。

○会長代理（杉田孝行君） 水稻なりブドウやるに当たって、農業機械が一切ないというのですけれども、この辺どうなのですか。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、説明をお願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） こちらの方なのですが、令和2年の6月に既に認定農業者の認定を受けている方でございまして、ちょうど今年は5年目ということで、再度の認定ということになります。こちらの方は久喜市と白岡市に農地を持っておりまして、これまではそれぞれ久喜市と白岡市で認定農業者の認定を受けていたのですが、現在は制度が変わりまして県のほうで一括して審査することになりました。今回既に県のほうに申請が出されておまして、春日部農林振興センターのほうで審査をしているところでございます。その関係で久喜市のほうにも意見が求められておまして、久喜市のほうから農業委員会のほうにも意見を頂戴したいということで申請を受けたところでございます。既に機械等を持っておりまして、新たな取得のところは具体的に計画がないことで記載がないという形になっております。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

岸田委員。

○2番（岸田一男君） 1つ教えてもらいたいのですけれども、私は認定農業者ではないので、申請しようかなって考えているのですけれども、これは申請して5年有効なのですか。

○副主幹兼係長（田口一美君） はい、5年間です。

○2番（岸田一男君） 5年ごとに更新ですか。

○副主幹兼係長（田口一美君） はい、そうなります。

○2番（岸田一男君） 分かりました。

○会長（長谷川 勲君） そのほか何か質問ございませんか。よろしいですか。

では、次何か質問よろしいですか、これで。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された1件の農業経営改善計画につきましては、今後経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに

賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって支障なしの意見として決定をいたしたいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時06分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和7年5月26日

久喜市農業委員会会長 長谷川 勲

署名委員 大澤 一 樹

署名委員 渡 邊 敏 男